

# いちご訪問看護ステーション 重要事項説明書

## 1. いちご訪問看護ステーションの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	いちご訪問看護ステーション (事業所番号 1860190188号)
所在地	福井市西方1丁目2-11 いちご在宅支援センター4階
管理者	替地 公代
サービスの種類	訪問看護
サービス対象地域	福井市内(ただし、鶉、国見、越廼、鷹巣、高須城、殿下、長橋、棗、一光、本郷小学校区を除く)とする
サービス提供場所	居室

### (2) サービス内容

訪問看護計画書に基づき、看護師等が定期的に訪問し、利用者の心身機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指して支援します。

また、必要に応じて理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います。

利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導説明を行います。

### (3) 職員体制

従業者の職種	職員数	
管理者	1名	常勤・看護師兼務
看護職員	2. 5名以上	常勤換算方法にて
理学療法士等	適当数	実情に応じて配置

### (4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※ 24時間対応体制加算契約利用者に対して24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問を行います。

### (5) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

電話番号	0776-20-1100
担当者	替地 公代・他職員

## 2. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

ご利用になりたい方は、下記のいずれかにご相談下さい

- ① かかりつけの医師又は病院の医療相談員(MSW)に相談する。
- ② いちご訪問看護ステーションに直接連絡する。

### (2) サービスの利用解除および終了

いちご訪問看護ステーション契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

### 3. サービス提供の記録

事業所は、サービスを提供する際には「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。また、一定期間ごとに、サービス提供の状況についての「訪問看護報告書」を作成します。

- (2) 事業所は「訪問看護記録」、「訪問看護報告書」等の記録を作成し、サービスの完結の日から5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

### 4. 利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙参照（いちご訪問看護ステーション利用料金表）とします。

#### (1) キャンセル料

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下記の料金をいただきます。

- ① 利用日の当日1時間前までに連絡をいただいた場合は無料。
- ② 利用日の当日1時間前以降に、キャンセル・変更の連絡をいただいた場合は1日の利用料金自己負担料金相当分をいただきます。
- ③ 利用日の当日利用者本人による拒否によりサービスを提供できなかった場合は1日の利用料金自己負担料相当分をいただきます。

#### (2) お支払方法

毎月10日以降に利用者に通知します。お支払方法は現金または口座引き落としとなります。口座引き落としの場合、毎月20日頃に指定の銀行口座から引き落としさせていただきます。現金でのお支払いの場合、請求書をお渡しした日より、1ヶ月以内にお支払いください。

### 5. 個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業所は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 事業所は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

### 6. 秘密保持等

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

### 7. 身体拘束等の禁止

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (2) 事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

1. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底の実施

2. 身体拘束等の適正化のための指針の整備
3. 従業者に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

## 8. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底の実施
  2. 虐待防止のための指針の整備
  3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置（事業所・管理者：替地 公代が兼務）
- (2) 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報するものとします。

## 9. 衛生管理及び感染症対策

事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底の実施
  2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練の実施

## 10. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

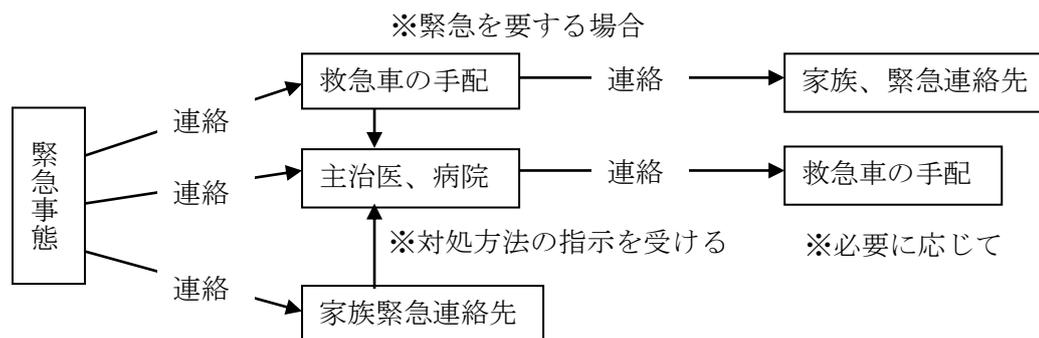
## 11. ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

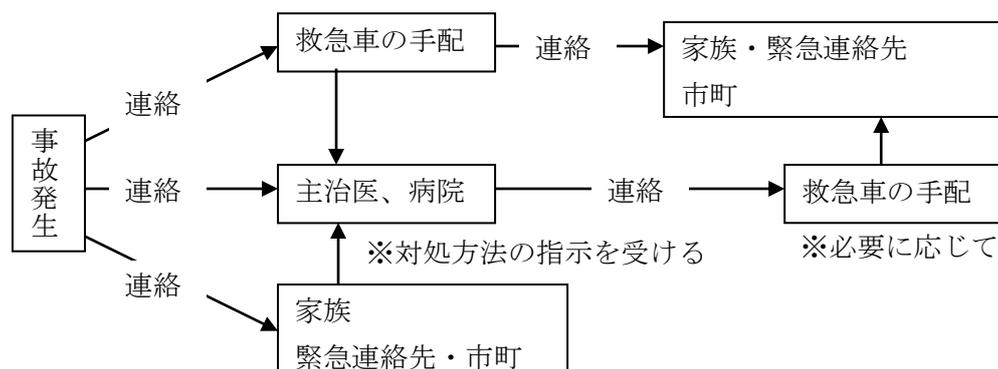
## 12. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

(1) 緊急事態時



(2) 事故発生時



主治医	主治医氏名
	電話番号
緊急連絡先	緊急連絡先①（氏名） <span style="float: right;">（続柄）</span>
	住所・電話番号
	緊急連絡先②（氏名） <span style="float: right;">（続柄）</span>
	住所・電話番号

13. 苦情相談窓口の体制

(1) 受付窓口

いちご訪問看護ステーション契約書第14条に基づき、利用者からの苦情及び要望に当事業所の従業員全員が対応します。また、いちご在宅支援センター4階事務所入り口に「要望箱」を設置し、文書による受付も行います。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情解決責任者

替地 公代（管理者）

第三者委員

清川 忠 [連絡先] 0776-23-2912

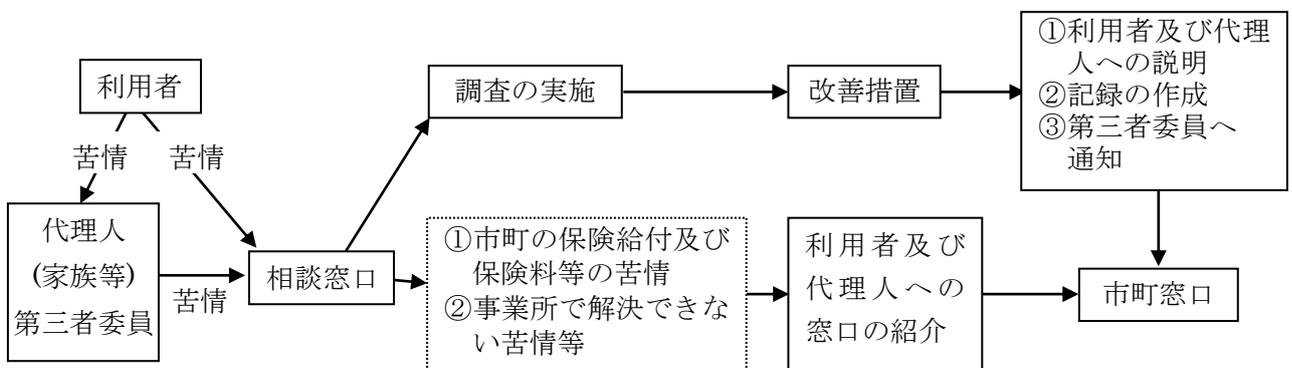
\* 下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1611
	福井市役所 福祉健康部保健衛生局 介護保険課	TEL 0776-20-5715
	福井市役所 福祉健康部 地域包括ケア推進課	TEL 0776-20-5400
	福井県運営適正化委員会 (ハート支援室)	TEL 0776-24-2347

(2) 苦情に対する措置

事業所は、迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。

また、改善措置について、利用者または家族等への説明を行います。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、第三者委員による苦情内容の確認、解決案の調整・助言、話し合いの結果や改善事項等の確認を行います。



14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 15. 当法人の概要

法人種別	医療法人 健康会
代表者役職・氏名	理事長 嶋田 修美
本部所在地・電話番号	福井県福井市西方1丁目2-11 TEL: 0776-21-8008

### ● 嶋田病院（117床）

【診療科目】 リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科

【病床数】 地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床

### ● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設）

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

・通所リハ 健康の家

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

・嶋田病院訪問リハビリ

【訪問看護・介護予防訪問看護】

・いちご訪問看護ステーション

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

・いちごショートステイ

【居宅介護支援・介護予防支援事業】

・嶋田病院 居宅介護支援センター

### ● 病院外の介護事業所

【通所介護】

・いちごデイセンター福井

・いちごデイセンターみのり

【地域密着型通所介護】

・いちごライフ

【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】

通所型予防給付相当サービス

・いちごライフ

・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施）

・いちごデイセンターみのり

通所型基準緩和（A型）サービス

・いちごライフ

・I-WILL

短期集中予防サービス

・I-WILL

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

・和田東いちごデイサービスセンター

・いちごデイセンター松岡

・いちご月見亭

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

・いちご 月見の里

・いちご 和えの里

【看護小規模多機能型居宅介護】

・いちご日和

【居宅介護支援・介護予防支援事業】

・いちごケアプランセンター月見

【障がい福祉サービス・共生型生活介護】

・いちごデイセンター福井

・いちごデイセンターみのり

【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】

・いちごデイセンターみのり

## いちご訪問看護ステーション利用料金 <医療保険>

### 利用料金

利用料金は、医療保険の法廷利用料に基づく下記の金額で、利用者の健康保険・後期高齢者医療保険など該当保険の自己負担割合分がかかります。

また、医療保険での訪問看護利用料金は医療費助成の対象となりますので、申請されている方は申し出てください。

・後期高齢者医療	1割負担または一定所得以上は3割負担
・国民保険・社会保険	3割負担。但し、高齢受給者の方は2割。 または一定所得以上は3割負担。義務教育就学前は2割負担。
・福祉医療制度 (重度障害・乳幼児医療等)	1割～3割負担。(償還払い)
・公費負担医療制度	免除。但し、障害者自立支援法による自立支援医療等は、負担上限額があります。

### (1) 基本利用料

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
月1回目(1日につき)	1,322円	2,644円	3,966円	月の初日のみ
訪問看護基本療養費Ⅰ 5,550円				
訪問看護管理療養費 7,670円				
合計 13,220円				
月2回目以降(1日につき)	855円	1,710円	2,565円	基本療養費 3日/週まで
訪問看護基本療養費Ⅰ 5,550円				
訪問看護管理療養費Ⅰ 3,000円				
合計 8,550円				
※1. 週4回目以降(1日につき)	955円	1,910円	2,865円	基本療養費 4日/週以降分
訪問看護基本療養費Ⅰ 6,550円				
訪問看護管理療養費Ⅰ 3,000円				
合計 9,550円				
※2. 訪問看護基本療養費Ⅲ 8,500円	850円	1,700円	2,550円	入院中の外泊 時の訪問(入院中1回)

※1. 厚生労働大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週4日以上訪問看護が認められています

※2. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中2回可能

## (2) 加算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考	
難病等複数回訪問看護加算					
1日に2回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	
1日に3回の場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
※厚生労働大臣が定める疾患または特別訪問看護指示書の場合、1日に2回又は3回の訪問看護を行った場合。					
複数名訪問看護加算					
看護職員と看護師等の場合	4,500円	450円	900円	1,350円	週1回を限度
看護職員と准看護師等の場合	3,800円	380円	760円	1,140円	週1回を限度
看護職員と看護補助者の場合	3,000円	300円	600円	900円	週3回を限度
看護職員と看護補助者が同じ日に複数回訪問を行った場合					
1日に1回の場合	3,000円	300円	600円	900円	※別に厚生労働大臣の定めあり
1日に2回の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
1日に3回以上の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
※厚生労働大臣が定める基準内容に該当する時、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合。					
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1回を限度
※別に厚生労働大臣が定める者の場合は、週3回を限度 ※ 訪問時間が90分を超えた場合。					
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	月2回まで
※退院・退所時に病棟の医師や看護師と共に在宅での療養上の指導をした場合、その内容を文章により提供します。なお、特別な管理を必要とする対象の方は特別管理指導加算として2,000円上乘せされます。					
退院支援指導加算					
※訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。					
	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
※厚生労働大臣が定める者に対し、合計時間が90分を超えて療養上必要な指導を行った場合。					
	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	月1回
※利用者の同意を得て、医療関係職種間で文章により共有した情報をもとに、訪問看護師が利用者(家族)へ指導を行うと共に、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	400円	600円	月2回	
	2,000円				
※利用者の急変等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種等が一堂に会してカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合。					
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	月1回
※利用者またはその家族から24時間連絡・対応の希望があり、同意を得た場合。					
緊急訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	1日につき1回
※診療所・在宅療養支援病院の主治医の指示に基づき、緊急に訪問看護を実施した場合。					
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	
※夜間(午後6時から午後10時まで)、および早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問看護を行った場合。					

深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
※深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に訪問看護を行った場合。					
特別管理加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	月 1 回
※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態・人工肛門又は人工膀胱を使用している状態・点滴注射を週 3 日以上行う必要がある状態等					
特別管理加算（重症度の高い場合）	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	月 1 回
※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養の為のカテーテル等を留置している状態・気管カニューレを使用している状態等					
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡月
※終末期ケアを行った場合					
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円	78 円	156 円	234 円	月 1 回
※医療に従事する職員の賃金に改善を図る体制に伴う加算					
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円	月 1 回
※電子資格確認を行う体制を有し、システムを通じて診療情報を取得し活用して訪問看護を行う場合					
訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
※訪問看護ステーションと市町との連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進目的としたもの。ステーションから市町に対し必要な情報を提供した場合に月 1 回に限り算定。					
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
※入院又は入所する利用者について、主治医が診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたり、訪問看護ステーションが当該利用者等の同意を得て、当該保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合					
※特別の関係にある場合及び主治医の所属する保険医療機関と同一の場合は除く。					

※ 請求金額（保険対応分）全てにおいて、10 円未満の端数がある場合は、四捨五入となります。

### (3) その他の料金

項目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
訪問看護指示書料（1～6 ヶ月有効） 3,000 円	300 円	600 円	900 円	
※主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。				
休日訪問 2,000 円	（1 訪問につき）			
※利用者の都合により営業日以外にサービスを提供した場合。保険適用外料金。				